

お客様各位

令和 2年 4月 7日
エース税理士法人

新型コロナウイルス緊急事態宣言に伴う臨時休業のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染が拡大しているなか、政府・自治体からの緊急事態宣言および外出自粛要請もあり、現状の深刻さを真摯に受け止め、下記のとおり休業することといたしましたのでお知らせいたします。

【休業予定期間】

令和 2年 4月 8日（水）～ 令和 2年 4月 21日（火）

※新型コロナウイルス感染症の拡大の状況、政府・自治体からの要請等により、休業期間は変更される可能性がございます。その場合には当社 HP 等にて随時お知らせいたします。

尚、臨時休業中に頂きましたメールや FAX、送付資料につきましては営業日になりましたら順次対応させていただきます。

2月、3月決算のお客様につきましては個別に対応させていただきますが、資料が揃っているお客様を優先させていただきますので、ご了承ください。

通常対応の目処が立ちましたら、再度ご連絡をさせていただきます。

皆さまには、ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力の程、宜しく願いいたします。